

財団法人静岡市清掃公社寄附行為

(昭和42年8月7日設立許可)

改正 昭和48年8月10日

昭和61年5月 6日

平成10年6月15日

平成11年5月 7日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人静岡市清掃公社（以下「この法人」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、静岡市産女953番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、静岡市における清掃事業及び環境保全事業の公共性を確保し、能率的運営を推進することにより、市民の生活環境を清潔に保ち、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 一般廃棄物の処理に関すること。
- (2) 産業廃棄物の処理に関すること。
- (3) 浄化槽の清掃及び維持管理に関すること。
- (4) 静岡市からの清掃事業及び環境保全事業に関連する業務の受託に関すること。
- (5) 静岡市からの放置自転車の運搬の受託に関すること。
- (6) その他この法人の目的達成に必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号とし、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむをえない理由があるときは理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得て、静岡県知事の許可を得てその一部に限り処分することができる。

- (1) 基本財産として指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業による収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち現金は、金融機関へ預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(剰余金処分)

第9条 年度末に剰余金を生じたときには、理事会の議決を経てその全部若しくは一部を翌年度に繰り越すか、又は基本財産に繰り入れるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する日の前日までに理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第11条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2か月以内に理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が1年未満の短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を静岡県知事に届け出るとともに、理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類別)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 1名 |
| (3) 常務理事 | 1名 |
| (4) 理事 | 10名以上15名以内 |

(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)

- | | |
|---------|------------|
| (5) 評議員 | 10名以上15名以内 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第15条 理事長は、静岡市長が指名する者をもって充てる。

2 理事(理事長は除く。)及び監事は、評議員会で選任し、理事長が委嘱する。

- 3 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 4 副理事長及び常務理事は、理事会の意見を聴いて理事長が委嘱する。
- 5 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長の命を受け、業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 5 評議員は、評議員会を構成する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員解任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、評議員会（評議員にあっては、理事会。次項において同じ。）において、4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を通知するとともに、解任の議決を行う評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(職員)

第19条 この法人の事業を遂行するため、必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。

第4章 会議

(会議の種別)

第20条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第21条 理事会は理事長、副理事長、常務理事その他の理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じてこの法人に関する重要事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

3 理事会において、第5条第2項、第10条、第11条、第28条、第29条及び第30条に規定する事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(会議の開催)

第23条 理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第24条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の場合には理事会を、同条第2項第2号及び第3号の場合には評議員会を速やかに招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、構成員に対しあらかじめ会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに、通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(会議の議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数及び議決)

第26条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議に出席することのできない構成員は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について賛否の意見を明らかにした書面をもって表決することができる。この場合において、前2項及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議録の作成)

第27条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の氏名及び数
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議決した事項及び賛否の数
- (6) 会議録署名人の選任に関する事項

- 2 会議録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された会議録署名人2名が署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第28条 この寄附行為は、理事総数の4分の3以上の同意を経、静岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第30条 前条により解散したときの残余財産は、理事会の議決を経、静岡県知事の許可を得て市に帰属するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の予算及び事業計画は、第10条及び第20条の規定にかかわらず設立発起人会の定めるところによる。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条の規定にかかわらず昭和44年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、静岡県知事の許可のあった日（昭和48年8月10日認可）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、静岡県知事の許可のあった日（昭和61年5月6日認可）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、静岡県知事の許可のあった日（平成10年6月15日認可）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、静岡県知事の許可のあった日（平成11年5月7日認可）から施行する。

役員名簿

平成22年3月31日現在の役員

役職名	氏名	備考
理事長	内山和俊	
副理事長	関清司	
常務理事	山本潔	
理事	安竹信男	
理事	相坂摂治	
理事	中山道晴	
理事	岸本俊秋	
理事	芦澤庄司	
理事	渡邊ユリ	
理事	鈴木教之	
理事	久朗津雅敬	
理事	間宮孝	
監事	帯金武	
監事	富野晃明	

職員人数

平成22年3月31日現在の職員

人員	内 訳		
	事務職員	技術職員	運転手
50人	5人	33人	12人

平成21年度 事業報告書

事業概況

本年度の公社事業のうち、一般廃棄物収益は公共下水道の普及等により、くみ取り業務は減少しましたが、料金の改定がくみ取り業務で行われ、加えて、一般廃棄物運搬業務においても処理料の改定及び新規業務の獲得があったため、前年度比14.1%の増収となりました。

その他については、産業廃棄物収益は16.8%減、浄化槽収益は1.3%減、清掃・環境保全収益は4.5%減、放置自転車運搬収益は4.6%増となり、営業収益全体では前年度比1.7%の減収となりました。

一方、営業費用では、職員諸手当の改定などを実施したことにより0.1%削減することができ、結果として20,949千円の黒字決算となりました。

事業会計決算事項別明細書(収支計算書)

1. 収益の収入及び支出

収 入

(単位：円)

款	項	目	金 額	備 考
1 公社事業収益			1,089,297,630	
	1 営業収益		1,047,049,502	
		1 一般廃棄物収益	161,234,579	
		2 産業廃棄物収益	22,693,347	
		3 浄化槽収益	247,123,952	
		4 清掃・環境保全収益	584,171,700	
		5 放置自転車運搬収益	26,250,000	
		6 雑収入	5,575,924	
	2 営業外収益		42,248,128	
		1 受取利息	4,010,042	
		2 退職給与引当金戻入	13,164,587	
		3 賞与引当金戻入	25,000,000	
		4 固定資産売却益	73,499	

支 出

(単位：円)

款	項	目	金 額	備 考
1 公社事業費用			1,053,968,455	
	1 営業費用		1,052,860,646	
		1 一般廃棄物事業費	61,867,374	
		2 産業廃棄物事業費	8,857,458	
		3 浄化槽事業費	22,254,875	
		4 清掃・環境保全事業費	260,161,163	
		5 放置自転車運搬事業費	1,419,188	
		6 一般管理費	698,300,588	
	2 営業外費用		1,107,809	
		1 営業外費用	1,107,809	

2.資本的收入及び支出

収 入

(単位:円)

款	項	目	金 額	備 考
1 資本的收入			111,711	
	1 固定資産売却代		111,711	
		1 固定資産売却代	111,711	

支 出

款	項	目	金 額	備 考
1 資本の支出			26,436,550	
	1 固定資産購入費		18,936,550	
		1 車両購入費	18,936,550	
	2 建設改良費		7,500,000	
		1 構築物購入費	7,500,000	

平成 2 1 年度 財団法人 静岡市清掃公社

事業会計損益計算書

(正味財産増減計算書)

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

区 分	金	額
1 営業収益		
一般廃棄物収益	161,234,579	
産業廃棄物収益	22,693,347	
浄化槽収益	247,123,952	
清掃・環境保全収益	584,171,700	
放置自転車運搬収益	26,250,000	
雑収入	<u>5,575,924</u>	<u>1,047,049,502</u>
2 営業費用		
一般廃棄物事業費	61,867,374	
産業廃棄物事業費	8,857,458	
浄化槽事業費	22,254,875	
清掃・環境保全事業費	260,161,163	
放置自転車運搬事業費	1,419,188	
一般管理費	<u>698,300,588</u>	<u>1,052,860,646</u>
営業損失		<u>5,811,144</u>
3 営業外収益		
受取利息	4,010,042	
退職給与引当金戻入	13,164,587	
賞与引当金戻入	<u>25,000,000</u>	
固定資産売却益	<u>73,499</u>	<u>42,248,128</u>
4 営業外費用		
営業外費用	<u>1,107,809</u>	<u>1,107,809</u>
経常利益		<u>35,329,175</u>
税引前当期純利益		<u>35,329,175</u>
法人税・住民税及び事業税	<u>14,379,600</u>	<u>14,379,600</u>
当期純利益		<u>20,949,575</u>

平成 2 1 年度 財団法人 静岡市
平成 2 2 年 3 月

資 産 の 部

(固定資産)

有形固定資産

車	両	332,726,800	
減価償却累計額		<u>299,900,555</u>	32,826,245
建	物	148,527,992	
減価償却累計額		<u>27,018,246</u>	121,509,746
建物附属設備		57,430,776	
減価償却累計額		<u>33,084,981</u>	24,345,795
構築物		44,565,050	
減価償却累計額		<u>29,859,458</u>	14,705,592
器具備品		18,347,719	
減価償却累計額		<u>15,617,784</u>	<u>2,729,935</u>

有形固定資産計 196,117,313

無形固定資産

電話加入権			<u>333,700</u>
-------	--	--	----------------

無形固定資産計 333,700

投資その他の資産

投資預金			3,000,000
投資有価証券			<u>350,092,000</u>

投資その他の資産 353,092,000

固定資産合計 549,543,013

(流動資産)

現金預金		234,384,368	
定期預金		170,000,000	
金銭信託		1,201,341	
貯蔵品		5,195,668	
未収金		96,393,531	
未収収益		713,148	
前払保険料		360,771	

流動資産合計 508,248,827

資産合計 1,057,791,840

清掃公社事業会計貸借対照表

31日現在

(単位：円)

負債の部

(固定負債)

退職給与引当金	358,809,473	
固定負債計		358,809,473

(流動負債)

預り金	2,902,267	
前受金	303,100	
未払金	64,793,135	
納税引当金	14,379,600	
賞与引当金	<u>25,000,000</u>	
流動負債計		<u>107,378,102</u>

負債合計		466,187,575
------	--	-------------

資本の部

(資本金)

基本財産	3,000,000	
運用財産	<u>257,000,000</u>	
資本金計		260,000,000

(剰余金)

建設改良積立金	20,000,000	
前期繰越利益剰余金	290,654,690	
当期純利益	<u>20,949,575</u>	
当年度未処分利益剰余金	<u>311,604,265</u>	
剰余金計		<u>331,604,265</u>

資本合計		591,604,265
------	--	-------------

負債及び資本合計

1,057,791,840

財 産 目 録

平成22年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
現 金 預 金	234,384,368
定 期 預 金	170,000,000
金 銭 信 託	1,201,341
貯 蔵 品	5,195,668
未 収 金	96,393,531
未 収 収 益	713,148
前 払 保 険 料	360,771
車 両	32,826,245
建 物	121,509,746
建 物 附 属 設 備	24,345,795
構 築 物	14,705,592
器 具 備 品	2,729,935
電 話 加 入 権	333,700
投 資 預 金	3,000,000
投 資 有 価 証 券	350,092,000
資 産 合 計	1,057,791,840
(負 債 の 部)	
預 り 金	2,902,267
前 受 金	303,100
未 払 金	64,793,135
納 税 引 当 金	14,379,600
賞 与 引 当 金	25,000,000
退 職 給 与 引 当 金	358,809,473
負 債 合 計	466,187,575
差 引 純 財 産	591,604,265

事業計画書

平成21年度財団法人静岡市清掃公社は、次に定める事業を行う。

一般廃棄物事業では、次の事業を行う。

- (1) 一般くみ取
- (2) 公共施設し尿くみ取
- (3) 一般廃棄物運搬

産業廃棄物事業では、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物運搬
- (2) 下水処理場の汚泥・焼却灰収集運搬

浄化槽事業では、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽維持管理
- (2) 汚水処理場管理
- (3) 浄化槽清掃

清掃・環境保全事業では、次の事業を行う。

- (1) 市指定ごみ容器販売
- (2) 新沼上工場の焼却灰運搬
- (3) 家庭ごみ収集
- (4) 南部中継所し尿運搬

放置自転車運搬事業では、次の事業を行う。

- (1) 放置自転車運搬

事業会計予算書

収益の収入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 公社事業収益	1 営業収益		1,095,040		
			1,050,550		
		1 一般廃棄物収益	159,700		
		2 産業廃棄物収益	22,400		
		3 浄化槽収益	241,600		
		4 清掃・環境保全収益	595,850		
		5 放置自転車運搬収益	25,200		
		6 雑 収 入	5,800		
		2 営業外収益		44,490	
			1 受 取 利 息	3,490	
			2 退職給与引当金戻入	16,000	
			3 賞与引当金戻入	25,000	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 公社事業費用	1 営業費用		1,095,040		
			1,092,360		
		1 一般廃棄物事業費	71,100		
		2 産業廃棄物事業費	12,050		
		3 浄化槽事業費	23,630		
		4 清掃・環境保全事業費	277,930		
		5 放置自転車運搬事業費	4,070		
		6 一 般 管 理 費	703,580		
		2 営業外費用		1,680	
			1 営 業 外 費 用	1,680	
	3 予 備 費		1,000		
1 予 備 費		1,000			

資本的収入及び支出

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 35,010千円は、過年度分損益勘定留保資金 35,010千円で補てんするものとする。

資本的収入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額
1 資本的収入			90
	1 固定資産売却代		90
		1 固定資産売却代	90

資本的支出

款	項	目	予 定 額
1 資本的支出			35,100
	1 固定資産購入費		26,100
		1 車両購入費	25,100
		2 器具備品購入費	1,000
	2 建設改良費		9,000
		1 構築物購入費	9,000